

第三十回国会 衆議院 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議録 第七号

昭和三十四年三月十八日(水曜日)

午前十時十五分開議

出席小委員

小委員長 山本 勝市君

奥村又十郎君 押谷 富三君

鴨田 宗一君 川野 芳清君

小山 長規君 濱田 幸雄君

古川 文吉君 細田 義安君

毛利 松平君 春日 一幸君

久保田鶴松君 田万 廣文君

出席政府委員

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

国税庁長官 北島 武雄君

小委員外の出席者

大蔵事務官 吉國 二郎君

(主税局 税制第二課長)

大蔵事務官 泉 美之松君

(国税庁 間税部長)

大蔵事務官 田宮 良策君

(国税庁 協議団 本部長)

専門員 抜井 光三君

三月十八日

小委員山村庄之助君同月十七日委員
辞任につき、その補欠として川野芳
満君が委員長の名で小委員に選任
された。

本日の会議に付した案件
酒税の保全及び酒類業組合等に関す
る法律の一部を改正する法律案(内
閣提出第一七八号)
税の執行に関する件

○濱田小委員長代理 これより会議を
開きます。

税の執行に関する諸問題について調
査を進めます。

質疑の通告があります。これを許し
ます。山本勝市君。

○山本(勝)小委員 たびたびお伺い
いたしました物品税法第六条第四項の解
釈の問題であります。すなわち、今回
の改正で、販売業者が「自己ノモノ商
標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ第二種
若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムルモ
ノハ」これを製造業者とみなして、そ
こへ税をかけるという点であります。

その「自己ノモノ商標ヲ表示スベキコ
トヲ指示」する、そして「製造セシム
ル」という意味であります。これか
ら私が一、二、三といういろいろな場合を
あけて、こういう場合は適用される
か、されないかということをお伺いし
たいのであります。かりにその販売業
者の方を甲といたします。それからそ
の品物を作った者を乙といたします。

第一の場合は、零細業者のメーカー
である乙が、自分で物品を製造して、
見本を持って甲のところにやってき
て、これをぜひ一つ買ってもらいた
い、こういうことを懇願する。これは
実際に行われることであります。これ
は物品の製造を命ぜられて製造したの
ではない。自分で製造して見本を持っ
てきて、これを買ってくれと頼んだ。

そこで甲は、それを見て、よからうと
いうことで承諾をして、一定量を注文
した。そこで乙は、甲は指示しなかつ
たのですけれども、その品物へ甲だけ

の商標を表示して甲に納入した場合
に、これが適用になるかならぬか。こ
こで疑問になりますのは、表示を指示
していない。これは一般の今日の商慣
習をいろいろ調べてみますと、注文し
ますと、メーカーの方で勝手にという
か、気をきかしてというか、商標をつ
けるということを言わないでも、ちゃ
んとつけてくる。この場合は、今の自
己のみの商標を表示すべきことを指示
して製造せしめるといふ文字の中へ
は、どうしてもはまらないのでありま
すが、この場合どういふことになりま
すか、まずお伺いします。

○吉國説明員 ただいまお尋ねの、ま
ず「自己ノモノ商標ヲ表示スベキコト
ヲ指示シテ」製造セシムル」という意
味でございますが、これは、先般も御説
明申し上げましたように、販売を業と
する者が、製造者に対して、他の
商標を指示せずに、つまり商標として
指示すべきものは自分のものだけとい
う条件で製造をさせ、また従いまして
その販売の責任は自己が負うという意
味で、その製品を納入させる。もちろ
ん、製品を納入させると申しました
で、物理的な意味ではございませんと
、指示をしを倉庫から発送させると
いうことをもちろん含みますけれども
、販売責任を自己が引き受ける、つ
まり商標をつけてある者がその販売責
任全体を負う、あたかもその製造とい
う事実行為は販売者の一定の製造部門
で行われたと同様な結果になるという
場合を考えておるわけでございませ
ん。そこで、「自己ノモノ商標ヲ表示スベ

キコトヲ指示シテ」製造セシムル」と
いう法文の解釈でございしますが、これ
はその契約全体の中からの趣旨が出
てくるということの意味するわけでござ
いまして、その指示の形式はどうか
ということになりますと、これは実際
にはいろいろな形があると思ひます。

契約に明確に書く場合もありましょ
うし、契約に付属した条件としてきめて
おる場合もございまいし、どうも
契約のやり方自体につきましても千差
万別だと思ひますので、契約の解釈の
問題がからんで参ると思ひます。これ
は従来の原料、労務、資金等を供給し
て製造を委託するという場合の製造委
託というところにつきましても同じ問題
がございまして、それだけに慎重に事
実を判断して、この法文の趣旨に合致
するかどうかを判定する必要がある。

先般も申し上げましたように、そうい
う意味では、この条文を適用するため
には、十分に事前に事実を分析いたし
まして、一定の結論に基いて通知をし
た上で適用する必要があると思ひまし
たのも、こういう契約の内容について
の解釈がいろいろ千差万別であり得る
ということから申し上げたわけであり
ます。

それで、ただいまのお尋ねの、乙が
見本を作って甲に提示をして、そうし
て甲がそれを注文をした、ところが甲
は全然その商標表示の指示を命じな
かった、しかるに乙が勝手に甲の商標
を付したという場合、純粋にそうい
う形態で甲は関知をしなかつたという場
合は、多分にこの条文には該当しない

おそれがあると思ひます。ただ問題
は、結果においては甲は商標を指示さ
れた以上販売責任を負う、もちろん自
分が一手買付をいたしましたから販売責
任も負います。事故があればその責任
も負わなければならないという立場
で、おそらく通常の場合にはその間に
暗黙の契約があるだろうと思ひます。

その点が全くないという場合には、こ
の条文からは今の御設例ははずれて参
る、個人的には私そう思ひますが、さ
らに検討いたしたいと思ひます。

○山本(勝)小委員 吉國君の説明をだ
んだん聞いておるとますますあいまい
になってくるのですが、私は、法律を
通すものと前提して、これをはつきり
させたいというところから尋ねて、これ
は記録に取っておきたいと思ひ、これ
は、時間を長く取るわけにはいかぬが、
しかし、だんだん聞いておると、販売
の責任を消費者に対して取るというこ
ろに、メーカーと認めるか認めない
かのポイントがあるのだというやうな
ことも今ありましたけれども、この前
もちょっとそういう言葉がありました
が、そういうことならば、これは商標
法というものを知らなければわかり
ませんが、商標というものの意味は販売
取扱いというものの表示なんだ。これ
は製造の表示じゃありません。です
から、ただ販売について消費者に對して
責任をとるというだけなら、その人の
商標を張つておれば——二つあれば連
帯責任になるけれども、そういう「自
己ノモノ商標ヲ表示スベキコトヲ指示

シテ」とかあるいは「製造セシムルモノ」とかいう条件は何も要らない。商標を張つておればその中に含まれるという解釈も出てくる。そこに、私は非常に疑わしい点が出てくると思う。

ことに百貨店なら百貨店の場合、この間もあなたの方の意見で調べてみたけれども、百貨店の場合にはこれに適用されるものがほとんどないというよりなお見込みのようでもありました。しかし、今言つたように、商標をつければ、品物が悪ければ、消費者が文句を言つてくるのはその商標のところにいく。当りまえであります。そういうところからこのねらいがあるということであれば、これはもうほとんど全部ひつかかる、百貨店の商標がついて売っているもの全部がひつかかるという結論にもなるのです。そこにあまいな点が出てくる。そこで、いろいろお話をありましてけれども、私はこういう形でお伺ひしてみたい。これは主税局長に尋ねてみたいと思うが、自己のみの商標を表示すべきことを指示して製造せしめた場合はひつかかる、これはわかります。しかし、自己のみの商標を表示すべきことを指示しないで、その品物を注文したというか、納入させた場合は、ひつかかるのかひつかからないのか。これは契約の内容とか文字の上からはつきりすれば、疑問の余地がありません。どうも、私は、自己のみの商標を表示すべきことを指示したというところに問題があるのであつて、指示しないで持ってきたものを買つて、それに商標を張つた。これは自分で張つたつてやはり消費者に対する責任はとらなければならぬ。この点自己のみの

の商標を表示すべきことを指示せずしてやつた場合はどうか。

○原政府委員 それは、今回の商標の指示による規定には該当しないと私は考えます。

○山本(勝)小委員 そうしますと、第二に伺いますが、こういう場合はどうなりますか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を持ってきて、たとえこの品物を高島屋に納めたいというときには、ちゃんと品物の見本を作つて、自分でデザインをやつて、自分の資本で自分の計画でやるのでしようが、そうしてちゃんとそこに高島屋と書いてあつて——これはこれすればすぐはげれるようにしておくかもしねぬが、とにかく一応きれいに、そっくり品物のような形に表示して、それを持ってきて、どうぞ一つ納めさせてくれといったときに、甲がこれを委託して一定量を注文して乙が納入した。これは百貨店には通例な場合です。そうしますと、これは自己のみの商標を表示すべきことを指示して製造せしめたとはいえないから、どうもこれに当てはまらないように思いますが、主税局長どうですか。

○原政府委員 ただいまお話しの場合、見本には高島屋としてきた、そしてこれはけつこうだからこういうものをこしらえろということ、百なり二百なり納めるという場合でございましょうが、しかし、それには高島屋という商標があるということになれば、どういふ契約になるか知りませんが、それはやはり、その品物には高島屋という商標だけを表示して納めなさいという契約がありそうに私は思います。ですから、解釈上どうもこれに当るこ

とになりそうに私は思います。

○山本(勝)小委員 契約に入つておるか入つてないかというようなことは、これはどつちでも契約は作れるのです。法律の文句をそのまま読んで、それで足りるすれば、これは疑問が起りません。大体通例の場合に、この法律ができたらどういふことになるかという、契約書の中へ、この品物を注文する、これには私のところだけの商標をつけてもらいたい、逆に言いますと、あなたのところの商標もつけてはいけないし、また他の店の商標もつけてはいけない、こういうふうなことを書くばかはないでしよう。そんなことを書かなくて、納める人は、自分の名前もつけてこないし、また三越が注文するものに対して高島屋や白木屋の名前を入れちゃ困りますよという、そんな契約をするわけはない。そうすると、必ず三越だけのマークを入れて下さい、高島屋だけのマークを入れて下さいというふうなことは、契約書に書くわけでもないし、口でも言ひはしません。そうすると、この文字は、自己のみの商標を表示すべきことを指示した場合にはかからないという主税局長の話、これは文字通り解釈すればその通りです。そうすると、これもこれもひつかかるようになる。ですから、契約の内容を見てどうか、具体的にどうとかいうようなことよりも、これは重大な問題で、時間がないときにばたばたとやつてしまつて、法律はできてしまつたでは困る。これは、契約書の内容を幾ら見ましても、三越が三越だけのマークを入れなさい、よその

ものを入れては困りますよという、そういう契約書を作るはずがない。この法律ができたら、そういうことはしないのではなくて、そんな法律があるなにかかわらず、契約書の中にそんなことを書かなくて、言わなくたつて、向うは三越へ納めるものは三越だけのマークをつけてくるのです。だから、この自己のみの商標を表示すべきことを指示して納入をさせたという文句で法律を作つたら、あなたの考えておるものとは少くとも違つた結果を生ずると思うのですが、研究の余地はありませんか。

○原政府委員 そういふことになれば、これは私どもの意図とは非常に違つて参りますが、私は、ただいまあげられた例は、やはり自己のみの商標を指示して作らせるという場合に当ると思ひます。今おつしやいましたように、高島屋という商標をつけた見本で見てもらつて、それで二百、三百納めるという場合に、それ以外の商標をつけるなどということは、当然のこととしてそれはやらないということが含まれておるのだと私は考えます。そういう高島屋という商標をつけて、それしかつけないというものを納める、そういう見本で注文をとるといふ場合の納品という場合には、私はこれに当てはまると解釈して一向差しつかえないのではないかと思ひますけれども、お話の趣旨の、本件の運用を慎重にやらなければいかぬということ、またいろいろな場合について考えるということが必要なことであるから、本日は時間があまりにならなければ、なお時間をかけて十分お聞きもいただきたい

し、私どもも十分検討いたして参りたいと思ひます。

○山本(勝)小委員 時間をとりまさら私もありきよりはやりませんが、しかし、この前にも、主税局長が、二つつけておる場合はこれは適用しないんだ、こういうことを言われ、また二つつける場合も、これまでではないにしても、この法ができますと、メーカーのマークをはつきりだれとわからぬようなマークでMとかYとかいうことのでつける場合も可能です。それをつけておれば、もう商標としてMというのを掲げておれば、これはのがれられるということになる可能性もある。それから、追及するわけではないが、主税局長の解釈と、あなたの方の解釈との間には、食い違ひがあつたことも事実なんです。だから、自己のみの商標というときには、こういう場合も疑問になる。この品物はよそには納めぬようにしてもらいたい、この品物へ私のだけの商標をつけてくれというのでなく、同じ形の同じ色の品物は他の商標をつけてよそへ売つては困りますという契約をする場合もあります。そういうふうに限定すれば、非常なこれは製造者というふうなことはつきりしてきます。しかし、これまでの論議の過程では、この品物で二つついておるか一つついておるかというだけの問題になる。しかし、こういう場合もあるのです。それで私も読み上げておきますが、その問題だけを一つ検討してもらいたい。

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

ものを入れては困りますよという、そういう契約書を作るはずがない。この法律ができたら、そういうことはしないのではなくて、そんな法律があるなにかかわらず、契約書の中にそんなことを書かなくて、言わなくたつて、向うは三越へ納めるものは三越だけのマークをつけてくるのです。だから、この自己のみの商標を表示すべきことを指示して納入をさせたという文句で法律を作つたら、あなたの考えておるものとは少くとも違つた結果を生ずると思うのですが、研究の余地はありませんか。

○原政府委員 そういふことになれば、これは私どもの意図とは非常に違つて参りますが、私は、ただいまあげられた例は、やはり自己のみの商標を指示して作らせるという場合に当ると思ひます。今おつしやいましたように、高島屋という商標をつけた見本で見てもらつて、それで二百、三百納めるという場合に、それ以外の商標をつけるなどということは、当然のこととしてそれはやらないということが含まれておるのだと私は考えます。そういう高島屋という商標をつけて、それしかつけないというものを納める、そういう見本で注文をとるといふ場合の納品という場合には、私はこれに当てはまると解釈して一向差しつかえないのではないかと思ひますけれども、お話の趣旨の、本件の運用を慎重にやらなければいかぬということ、またいろいろな場合について考えるということが必要なことであるから、本日は時間があまりにならなければ、なお時間をかけて十分お聞きもいただきたい

し、私どもも十分検討いたして参りたいと思ひます。

○山本(勝)小委員 時間をとりまさら私もありきよりはやりませんが、しかし、この前にも、主税局長が、二つつけておる場合はこれは適用しないんだ、こういうことを言われ、また二つつける場合も、これまでではないにしても、この法ができますと、メーカーのマークをはつきりだれとわからぬようなマークでMとかYとかいうことのでつける場合も可能です。それをつけておれば、もう商標としてMというのを掲げておれば、これはのがれられるということになる可能性もある。それから、追及するわけではないが、主税局長の解釈と、あなたの方の解釈との間には、食い違ひがあつたことも事実なんです。だから、自己のみの商標というときには、こういう場合も疑問になる。この品物はよそには納めぬようにしてもらいたい、この品物へ私のだけの商標をつけてくれというのでなく、同じ形の同じ色の品物は他の商標をつけてよそへ売つては困りますという契約をする場合もあります。そういうふうに限定すれば、非常なこれは製造者というふうなことはつきりしてきます。しかし、これまでの論議の過程では、この品物で二つついておるか一つついておるかというだけの問題になる。しかし、こういう場合もあるのです。それで私も読み上げておきますが、その問題だけを一つ検討してもらいたい。

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

第三に、こういう場合はどうか。乙が物品を製造し、甲のみの商標を表示した見本を甲に示して、買入れを甲に懇請した。甲は、黄色だけれども、

色が青い方がいい、あるいは形がもう少し長い方がいいと言った。注文したのじゃないのです。そこで、乙は今度は少し青い色を作って、これではどうでしょうといったって持ってきて、そうしてそこで話がまとまったという場合はどうか。

それから、第四に、もう一つ、この右の場合に、甲の指示がないにかかわらず、乙が勝手に商標のほかにその販売業者の名前を書いて、だれだれ謹製と——これはしかし甲は全然関係ないのですよ。乙が勝手につけてきたわけです。この場合にも、この法律上の条文からいって、販売業者がその表示すべきことを指示したという言葉の中に入れるのが入れないのか。

それから、第五に、もう一つ、甲が乙の示したる見本について、色または形に若干の変更を求めた。これは色が悪い、色は青にきてきてくれといった注文した場合と、そこで注文しないで、乙が甲の意見を聞いて帰って、自発的に自分の工夫で甲が好みそうな見本を作りかえて持ってきて、そうして買ってもらったという場合との間には、取扱い上区別があるかないか。

こういう諸点について研究してもらいたい。あいまいになるのは、商標というものは、消費者に対して販売上の責任をとる、悪い点があったら、傷があったら受け取りますとかいう責任をとらずとらるところに一つのねらいがあります。もう一つは、そうではなくて、ただ責任だけじゃなしに、製造したというところが消費者にはつきりわかる場合、そのときは責任をとってもらおうというのと違ひのすけれども、そこが

両方入っているはせぬか、こういうふう

に思うんだが……
○吉田説明員 ただいまの点、十分研究したいと思いますが、私さっきちやうと言葉が足りなかつたのは、商標法から申しまして、商標法には、商標は製造、販売、保証、選択等を示すものだというところになっておりますので、そこで商標を単独に製造物品につけた場合は、普通は製造商標と考えられない。ですから、その点を二つづければ製造商標と販売商標ということ

がわかるわけですね。そういう意味で、単独表示を命じた場合には、製造かつ販売の商標として受け取られるであらうという前提があるということに申し上げるつもりで、ちやうと販売責任というところに力を入れ過ぎました、なお十分検討したいと思ひます。

○山本(勝)小委員 一つこれは法律を出すまでに検討してもらいたいと思ひるのは、今まで私がどくどく聞きました結果、あなたの方の言葉の解釈のしよでは、商標をつけて売っておればほとんど全部かかるというふうな不安も持ち得るし、それからほとんどかからぬのだという安心も持ち得る。両方の解釈が成り立つというところは私は争われぬと思ひます。そういうことにならぬように、こういうときは適用されない、こういうときは適用になるということをはっきりして、そういう形で一つ法案に盛つていってほしい。こういうことで留保して、きょうはこれだけにしておきます。

○濱田小委員長代理 次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一

部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。

質疑の通告があります。これを許します。川野芳満君。

〔濱田小委員長代理退席、小委員 長着席〕

○川野小委員 酒税は、私が申し上げるまでもなく、わが国の歳入の大宗をなすものであります。二千億に及ぶ莫大な歳入の役をいたしておるものが酒税であります。従いまして、酒税の確保という問題につきましては政府も万全を期さなければならぬ、かように考えておる次第であります。そこで、現在におきましては、御承知のよう

に、物統令によるマル公制度によつて酒価を保ち、酒税の確保をやつておるが現状でございするが、突如としてマル公制度を廃止する、こういう暴挙に出られまして原因をまず承わりたいと思ひます。

○原政府委員 マル公についての考え方でありまして、これは御案内の通り戦争の若干前から非常に物資が足らな

す税制調査会その他でも、これはおかしいではないかというふうなことで御意見が出ております。その際も、単に古くさいというだけでなくて、マル公というのは、今申したようにこれ以上上ると経済がこわれていく、また消費者もたまらぬというので、これより高く売つてはいかぬという限度を画したものである。ところが、実際には、現在マル公というものがそれより安くはならぬようにという一種の価格の基準のような機能をしてゐる。これは私ども税を納めていただく立場からい

と都合がいいのです。また酒の業界の安定という意味からいっても都合がいいのです。しかし、一方消費者の側から見ますと、そのためにあるのだというわけですね。消費者はなるべく安く酒を買いたいのだ、マル公をそういうたてに使うのはけしからぬじゃないかという考えがある。率直に申して、私どもの気持としては、その点は、酒税の徴収ないし業界の安定というだけからいふと違ひのすけれども、消費者の立場、それは逆にいいますと、酒の業界の問題としては、合理化をはかつてなるべく成績を上げ、安く酒を供給するというのがそこにあります。その面の要請というものはやはり私どもじっくりと受けてこたえなければならぬというふうな思

うわけで、古くさいということ、そういう業界の合理化、消費者の保護という面と合致しまして、近年相当強いマル公を廃止せよというふうな角度で意見がありましたので、私ども、これは決して突如でもなければまた早過ぎるということもない、この所管の行

政官庁としては、マル公のない体制というものを考える時期として決して早過ぎるものではない、むしろおそきに失するのではないかと考へ方、今般この法律案の改正をお願いしたわけでございます。

○川野小委員 現在のマル公制度は戦時中の物統令によつて定められた、こういう点はただいま述べられた通りでございます。しかしながら、戦前におきましては、生産加工に対する税の負担額というものは三〇%ないし五〇%であつた。しかるに、今日におきましては、生産加工に対する税の負担率というものは生産価格の倍に上つておる。こういうことから考へますと、まず戦前並みの税率に下げておいて、そして後にマル公制度を廃止するといふ施策をされたならば、万人が認めるところでございする。しかるに、税の負担率は、ただいま申しましたように生産価格の倍以上になつてゐる。こういう際にマル公制度を廃止するといふことになりましたと、酒業界が混乱すると私は考へます、この点はいかがでございする。

○原政府委員 お話の通り、戦前は税率がずっと安かつたというのに比べて、今は小売価格の四割五分くらいの税率になつておると思ひますが、非常に重い。従いまして、マル公が営んでおります業界の安定の機能というものは、私どもは非常に大事だと思つております。そこで、おっしゃる通りに、まず税率を下げてというところも一つの御意見だと思ひます。ただ、税率を下げるということは、今の財政需要、それから財源という面からいって、にわかにはなかなか思ひようがないとい

いうことになりまして、やはり御心配のような点なるべく緩和するようなことを講じながら、マル公については廃止の方向をとっていかねければならぬということになる。今回の改正法案も、そういう意味で、相当通常の品物と違ふところの基準価格というよりなものを設け得ることとし、その他再販売価格維持契約であるとか、いろいろな手だてを尽し得るようによておるというわけでありまして、またこの改正は、改正してすぐマル公を廃止してしまふという性急な気持でやつておる手だてができるということだけでなくて、実際にマル公を廃止するについては、その法律に乗つて、どういふふうな実務上の業界の仕組みあるいは役所の方の行政のやり方が乗つていくかということも、十分慎重に見きわめた上でなければなりませんので、実際のマル公廃止の時期については、そういう準備態勢を練るのと並行して、十分慎重に考えていきたいというふうに思います。

○原政府委員 お話のように、減税を先にするということになりますと、減税ができて昔くらの税負担になれば、何も基準価格だなどというものは要らぬじゃないかという議論になるわけですね。それなら改正も要らぬ、協定価格があれば十分だというよりなことに感じとしてはなると私は思うのです。しかし、そういう負担まで下げるといふのは何年かかるか、相当かかるのじゃないかというふうに思ふわけでありまして、それまでの間マル公は置いておけ、先ほど申し上げましたような各界の意見、また本委員会その他国会における意見から考えましても、これを何年かはほうっておくわけにはいかなう。もう新しい自由な競争時代における態勢というものをしっかり用意をしなければならぬ時期だというふうに思ひまして、今回のこの法案は税の關係で提案いたします法案としては實際上一番おそいものになって、お話のように時間がないという大へん恐縮な場面になりましたが、ここに至りますまでは過去少くとも一年有半くらいの間、この問題についていろいろ法案を出すという角度で、いろいろ関係の方々からも意見を伺ひ、また部内においてもそれらと連絡をとつて議論をいたしておりましたので、御審議の時間が短かいというのは大へん恐縮でありますけれども、この際従来をうける研究期間があつたということもお考へいたされて、そういう期間のいろいろな議論として、ぜひ御審議をわづらわしたいというふうに思つております。

○川野小委員 現在のマル公制度はなるほど最高価格を示したものでございまして、しかし実際はこのマル公は最高価格であると同時に最低価格である、こういうことで、地方税務署の末端に至るまでそういう方針で指導されておつた。そこでマル公は一部これでおる部分もございまして、大体はマル公制度が実施されて、そしてマル公の価格が守られておる、こういうのが日本全国の現在の実情であります。なほ、東京、大阪等の大都會におきましては、一部マル公制度の値段がくずれておるところもございまして、日本全国から見ますと、大体においてこのマル公が実施されておる、こういう現実の状況のときにマル公制度を廃止する、こういうことになりまして、値くずれするという心配がございまして、私は質問をいたしておるわけでございますが、原さんは、決して値くずれない、今度の制度で大丈夫というお考えでございましてか。

○原政府委員 お話の通り、現在マル公は最高価格でありながら、実際には最低といふことも、あまり下らないようにという作用を営んでおります。その意味で、腹を言いますと、私も非常に都合がいい制度だと思つております。しかしながら、ただいま申しました通り、これはあくまでも最高価格であつて、値を下げるということに対して法律的には何らの拘束力がないわけでありまして、そこで戦争中から戦後当分の間続きましたような、酒の供給が不足している、需要の方が多いという時期には、やはりこれが相当基準価格として下値を出さないという意味で持つわけですね。しかし、いよいよ供給が非常に豊富になつてくる、とにかくあらゆる角度でいい酒を作り、安く売つて競争しようという状態になつて参りますと、マル公を二割も割つておるといふような酒屋さんが出たとしまして、いかぬじゃないかとやつてみて、おれのところに対して何か法律的な拘束があるか、こゝ言われてしまえばそれまでです。そのときには、あなたはそんなに安く売ると、税金が払えなくなつてつぶれたりしては困る、税の方も困るといふようなことを税務署は言うし、業界は業界で、業界が困れるというわけですね。とにかく税金は納めると言つてやれば、何の文句も言えないということになるわけですね。まだそれほどのケースは起りませんが、私先日ちやつと耳にしたところでは、四国のどこかで非常に安く売つた酒を出したという酒屋さんがあり、関係者があつてなしたということがあるわけですね、だんだん酒の需給といふものがゆるんできた。今後ますますゆるんでくるわけですね。清酒あたりはまだ原料で一応押えていますが、蒸溜酒は協定で押えておりますが、この辺がさらに競争のペースに入りますと、マル公はどうして持たないことになるわけですね。ですから、そういう場合には業界を安定し酒税の確保をはかるという仕組みを作るといふことについては、私もやはり非常に大きな責任を感じるわけですね。それでこういう法律案をお願いするということでございます。

○川野小委員 政府がきめましたマル公といふものは、実施に当りましては政府も責任を持ちまして、そしてマル公の維持ということに全国の税務署等におきましても努力いたしておる。酒造業界といふものは、監督権が税務署にありますから、税務署の命令には非常に従つておるといふのが現状です。従ひまして、政府がきめましたマル公制度をゆがめるといふことに対しては、全国の税務署が目を光らせておりますから、従ひましてマル公制度が実行されておる。そこで、今度マル公制度を廃止しますと、おそらく業界が乱れる。そうしますと、あなたは今酒税確保の見地から非常な関心を持ち責任を持つとおっしゃるが、責任を持つておられるならば、なおさらマル公制度をできるだけ維持しておくとおつたことが、責任を持たれるところの証拠になるのではないかと私は思ひます。が、マル公制度を廃止いたしましたので、そうして基準価格を示して、現在通りの酒価の安定といふものが保たれるかどうか。私は、おそらく保たれないのではなからうか、かように心配いたしますがゆゑに、この質問をするわけでございます。この点いかがですか。

○原政府委員 大へんごつともな心配でございますが、結論としては、私は、今回お願いしております法律案による基準価格といふもので十分やつていける、またやつていけるようにすべきだといふふうに考えております。マル公が実質的に基準価格の役目を果しておられますけれども、これはマル公であるから、果しておるといふのではなくて、やはり長い間業界も相協力したといふことの結果こういふふうになつておるのであります。これは何もレッテルがマル公であるという場合においてのみできると思ひません。

実質は、業界の相協力一致する足並みと、それから税務当局が酒税の確保と表裏する問題として業界の安定をいねがうという立場から、はっきりした態度で業界の安定をはかるというところが心棒なんでありまして、レッテルとしてはマル公というものは決していいレッテルとは思いません。むしろはつきり基準価格であるという役所側も責任を持ってやるということを中心にして、堂々とこれを基準として、業界の価格のあり方を、規制については言葉は強過ぎるかもしれませんが、かりに規制という言葉を使わしていただければ、規制して参るという態度でいって一向差しかねないのじゃないか。むしろその方が堂々と足並みができるのじゃないかと思う。経過的に沿革的に御心配になるお気持はよくわかります。今まで非常に業界も協力一致してやられましたし、役所との関係も非常によくいってありますので、気持はよくわかりますけれども、やはり新しい時代には新しい衣を着ていかなければなりません。実際は今申し上げたところが心棒で、この心棒は私は将来ともゆるぎないもの、またゆるがせてはならぬものと思っておる次第であります。

○川野小委員 今度の法案を見ますと、マル公制度にかかり得る最高販売価格からさらに再販売価格維持契約、基準価格、これでマル公制度にかかわるべき制度として価格を維持される、こういう御方針のようでございますが、最高販売価格は、大蔵省が税金を取るためにこの制度を設けられたのであると思ひまして、これが価格の維持に対して役立つものとは考えておりませ

ん。さらに再販売維持価格でございますが、これはビールあるいは雑酒、こういう特殊なものにお使いになる制度であると考えますから、これを除けば、基準価格というものによってマル公制度にかかわる、こういうことにならうかと私は考えます。そこで、基準価格を実行しなくても何らの罰則等がない、こういうことになっておりますが、この基準価格を守らない場合には、どういふことで酒税を維持される、どういふふうにお考えでありますか。

○原政府委員 お話の通り、今後のいは酒の価格を役所側としてリードしていくといふことが、中心になります。ものは基準価格であります。基準価格違反に罰則がないというお話であります。これは罰則をもつて強制するといふものではなからうと考えるわけです。現在のマル公にいたしまして、マル公価格より安く売ることについては何ら罰則はないわけです。むしろマル公というものはこれより安く売りますという値段だから、決して安く売ることには本来ながないわけでありま

す。基準価格になりますと、基準価格は、これより高くてもいいないし、あまり低くてもいいない。ある程度の幅が若干でまますけれども、そういうものでありますから、今度堂々と基準価格よりもあまり安く売ると、これはいかぬといふことが言えるのです。マル公なら言えない。そこがやはり基準価格の方がいわば正当のものでないか。今までマル公で正常取引というふうなことを言っておるのは、消費者側からいうと、マル公そのもので正常取引というのはいかぬといふんじゃないか、やはり

競争があつて少しづつ安く売るのがいいのじゃないかという議論が出たものなんです。今度は基準価格ですから、びつしやりこれで正常取引ということも言えますし、はるかに基準として性格の強いものになるというふうに私ども考えます。重ねて申し上げますが、要は役所側の業界の安定、酒税の確保を願うという意味での努力、業界一致しての協力というものにささえられて初めていい結果が出る。そのための武器としては、マル公よりはむしろ基準価格の方が論理的にもよろしいといふふうな感じがいたしております。罰則という形でもなくとも、そういう役所側また業界の強い気がまなこに乗りますれば、この制度はよりつばに生き、むしろマル公よりもはるかにいい運用ができるものではないかといふふうにお考えをしております。

○川野小委員 現在のマル公制度は最高価格をきめたものであつて、それよりも安くは幾らでも売つてよろしい、こういうことはわかつておりますが、実際の問題としては、現在のマル公制度は最高価格であると同時に最低価格である、こういうことで御指導になつておりますから、国民は、最高価格であると同時に最低価格である、こういうことで、マル公制度というものが大体守られておるのです。これを、今度の基準価格では、高く売つてもよろしい、安く売つてもよろしい、こう言われま

すが、現在の酒造界におきましては、高く売ると申しまして、高く売るとは、高きと申しまして、高く売るとは、高きと申しません。安く売ることにはきまつておる。ここに問題があるのです。高く売る人も安く売る人もあるといふのでございまして、これはけつ

こうなことでありますが、とうてい高く売れるものではございません。安く売るときまつておる。ここを私は心配いたしておるわけでありまして、そこで、従来のマル公制度がございしても、値がずれがいたしておるというは事実でございますが、これについては私は国税庁に責任があるのじゃないかと思ひ、と申しますことは、酒造界の生産方針におきましてある程度の生産数量を示す、そのしきと、国税庁は、税の面からございまして、もう少し量よりもはるかに上回る酒を作らせておるのです。すなわち、酒がダブつておるようになります。値がくずれるといふことは当然でありまして、現在の値がくずれる理由というものは、国税庁が負うべきものではなからうかと思ひますが、いかがでございませうか。

○北島政府委員 酒類ことに清酒の生産石数につきましては、国税庁は、業者が欲しないにかかわらず、よけい作らせているんじゃないか、現在の市場がゆるんでいるのはその点である、こういうお話であります。今までの経過をござんいただけばわかることと思ひ、のでございまして、私どもは決して私どもの考えを一方的に押しつけてはおきません。御承知の通り、清酒業界の内部においても増産論あり、減産論あり、その収拾についてこの二、三年間毎年大きな苦闘を経たおつた。ただし、われわれといたしまして第三者から見て、過去の消費の伸び、当該年度におけるところの消費資金の増加等、経済界の推移、国民経済の状況等を考へまして、酒造組合中央会の内部における価格案のうち、この程度が一番い

いではなからうか、この程度作つてもまず心配はないのではなからうか、こういう案をお示しいたしまして、結局それを御納得いただいて生産しておるわけでありまして、私どもは決して業者の御希望とかけ離れた生産数量を押しつけておるというふうなことはなかつたものでございまして。

○川野小委員 そういふ御答弁をされることを私は期待して、実は質問したものでございまして。しかし、実際問題としては、それは一部にはいろいろな異論を言う人もございまして、大勢としては本年はこれだけが適当である、こういうことをきめたら、私は業界のこの意見に従つて生産方針をお認め願つていいと思ひます。そこで、過去のことは言ひませんが、今後はやはり酒造組合中央会等の意見を尊重して生産方針をきめる、こういう御方針でございませうか、これを伺つておきたい。

○北島政府委員 私ども、もとより、できるだけ酒造組合中央会その他酒類業者の意見は尊重して参りたいと思つております。ただ、議論の過程におきまして、明らかに現在の状況からいって無理じゃないか、それは少な過ぎるんじゃないかという案が出る場合におきまして、私どももいたしましては、私どもの見方からこの程度がよろしかろうというふうな意見を申すのは、私どもも行政官庁の責任としては当然ではないかと思つております。ただし、私どもも常に注意いたしておるものであります。業者が欲しないにかかわらず、よけい作らせて、酒税の確保ができなかつたといふことになつてはかえつて困るから、結局業界の方の言うことをよく承つて、業界の納得を

得て実行されるようにすることを常に心がけておるつもりでございます。決して押しつけがましいことはしてないつもりであります。また今後もしたさないつもりであります。ただし、現在の状況から見ても、今の組合のやり方は将来を見通してない、これはやっぱり業界のためにならないと思ひます。場合によっては、老練心ではございますが、私どももいたしましては、やはりこうあるべきではないか、こういう意見を申し述べるのは責任であると思つております。

○川野小委員 現在のマル公制度におきましては、値引きで売つておるじやないか、こういうような政府御当局からの御説明がございまして、あえて私にたゞいまの生産方針の問題を御質問申し上げたのでございまして、現在の値引きの一面には、政府が業界の欲しない石炭を無理に仕入れておる、この事実が値引きをしておる原因の一つになつておることは、御承知をお願ひしたい。もちろん、酒造家といたしましては、たくさん酒を作ること希望することが必然であると存じます。しかし、今も申しましたように、値くすれをいたしますと二千億の税の確保が至難である、こういう観点から生産方針というものをきめておるのでございまして、今後できるだけ業界の意見によつて生産方針をきめる、私はこういうふうにしていただきたいと存じます。

そこで、さらに、この値くすれの原因に、私先日ガソリン税の問題のときに御質問申し上げておつたのでございまして、酒は蔵出しいたしますと翌月納税である、しかし実際ににおいては

ほとんど掛で売られておる、現金売買はない、こういう実情からいたしますと、酒税の翌月払いというものは相当無理があるのじやなからうか。六割の税金をこの酒がとつておる。そうすると、ガソリンはこの間の御説明では七十何日ございまして、二カ月以上の猶予期間がある。こういうことになりまして、税の負担率の少いガソリン税は、二カ月以上の猶予期間がある、酒は翌月からである、こういう無理なことをして、安売り、マル公の実施等をはばんでおる。こういうことにマル公の値段を割らせておるというようにないか、あらうかと思ひますが、この点いかがでしょう。

○原政府委員 酒の蔵出しから決済になりますまでの期間と、それから納期との関係についてのお話でございまして、酒は蔵出ししました翌月末に納める。ただし、担保を入れて猶予をもらふという場合は、もう一月延びるわけでありまして、もう一月延びますと、平均すると七十五日になる。先日來話のあるガソリンと同じようなことになるわけでありまして、大体酒について、酒の種類によつて、業態によつて違ひますけれども、ビールであるとか蒸溜酒であるとかいうような部面では、ほとんど徴収猶予のなれを受けておる。それが七十五日だ。清酒の場合は、正確な数字をたゞいま記憶いたしません、非常に小さい業者も多いので、なかなかその辺の運びがスムーズにいかないで、割合に徴収猶予を受ける石炭が少なかった。しかし、その後なるべくそういうのを実情に合致するようにという努力を国税庁側でもされまして、最近では半分以上が徴収猶予に

なつておるというふうに私は大体記憶いたしております。そうなりますれば、それは七十五日になるということになります。お話の通り決済の期間と納期というものは、やはり何らかの対応関係を持つようになつておる。それが大事でありますし、なお清酒あたりについて、決済期間と、それから担保延納を受けられない事情をよく税の執行の方でも調べていただいて、検討していただくというふうにいたしたいと思ひます。

○川野小委員 ガソリン税は、担保をおとりになつて、二カ月以上の延納を認めておられるのですか。

○原政府委員 ガソリン税も酒と同じでございまして、ある月の間に移出しました分の税額を、翌月末に納めなさいというふうにいたしておられます。その翌月末の納期を、担保を出してもう一月延納を認められる。一月の延納です。酒の場合も一月の延納です。

○川野小委員 そうしますと、ガソリンの二カ月の延納というものは、担保を入れた人のみが二カ月の延納ですが、入れない人は翌月ということになるのですか。

○原政府委員 担保を入れまないと、七十五日じゃなくて、四十五日になつてしまふわけですね。担保を入れますと、四十五日が七十五日になる。七十五日をこえるというものは現在ではありませぬです。

○川野小委員 今度のこの法案の内容を見ておきますと、著しく物価が混乱に陥つた場合には協定価格を認める、という法案の内容になつておると存じます。この協定価格を認めるといふことは、過去におきまして、福

岡県でしたか、山口県でしたか、協定価格を認めていただきたというところで、大蔵省に書類を出しましてお願いしたが、不許可になつた、また、大阪におきまして、大阪の卸売組合が協定価格を申請したが、これもまた許可にならなかつた、こういう実例があるわけでございますが、協定価格を申請した場合には、どういふ基準によつて御許可になるのございまして、この点をお伺ひしておきたいのであります。

○泉説明員 協定価格を認可するにつきますと、酒類業組合法の四十三条に規定がございまして、大蔵大臣はこういう場合には認可してはいけないというのが三カ条ございまして、それで、先ほど御指摘のありました大阪の卸売組合の協定の問題でございまして、これは一つは小売業者が反対しておつたわけですね。というのは、小売業者の利益を不当に害するといふことから、卸売業者のやり方に対して小売業者から反対が出ました。それが一つでございます。それから、もう一つ、内容は、十七銘柄のものにつきまして、現在のマル公以下では売らないという協定をしようといふことであつたわけでございます。問題は、その十七銘柄全部についてそういう協定が守られるかどうかといふ点にあらつたわけでございます。この点につきましても、遺憾ながら卸売組合員の中にも十七銘柄では無理だという意見がありまして、そういういろいろな点から見ますと、この際協定といふことでやるのはまだ適当でないから、しばらく自主的な申し合せといふことでやつてみて、その推移を見た上で、協定としてやつていくことになるれば、協定とした方がよく

はないかといふことからいたしまして、しばらく自主的な申し合せといふことで実行するといふことで、これにつきましても、小売業者の方もそれでよろしいといふことでありまして、自主的な申し合せでやつてみるというところでやつた次第でございまして、○川野小委員 大阪の組合が協定を申請した場合に、許可にならなかつた理由の一つとして、小売業者の反対もあつた、こういうことでございまして、が、今酒造界といふものは、生産者、卸、小売、各人の立場において非常に複雑な関係にあることは御承知の通りであります。そこで、かりに生産者が協定をいたしますと、卸、小売が反対する、あるいは卸が出しますと小売が反対する、小売については生産者が反対する、こういうことは予想されることでもあります。そういういたしますと、この協定といふ条項がございまして、が、実際問題としては協定は行われぬのじやないか、大蔵省が認めないのじやないか、こういう点いかがでしようか。

○泉説明員 お話のように、現在、生産業者と卸売業者あるいは小売業者の間におきましては、利害が必ずしも一致いたしておりません。場合がかなりございまして、従いまして、協定価格を設定するといふことにつきまして、その三者の間に協調が保たれるといふことにつきましては、かなり骨の折れる問題であることは、私ども十分承知いたしております。ただ、大阪の場合でも、あれが十七銘柄でなくて、七銘柄程度であればできるというところは、各関係者が全部承知しておつたのでござい

要望になりました趣旨も、基本的な解はそこにあると私は思っております。いつも減税の際は大量酒、下級酒というものが脚光を浴びるのですけれども、やはり酒税は戦争以来税率に無理をしておりますから、特級、一般に無理があるという点を率直に認めて、そういう問題にまっ正面から立ち向って考える、準一級の問題もそういう示唆の一つとしてけっこうな示唆だと思っております。

○川野小委員 国鉄におきましては、近く一等車を廃止して現在の二等を一等にする、三等を二等にする、こういった案があるようですが、大蔵省といわ

て一級と二級の間にもう一級設ける、
 こういうことをやられたらいかがかと
 考えるのでありますが、いかがです
 か。

○原政府委員　そういうことになれ
 ば、一級と準一級と二級になって、一
 つずつ名前がずり下ったというだけだ
 なるわけです。おっしゃられることは理
 屈があるとは私は思います。ただ財政収
 入の面から申しまして、特級、一級の
 税額の差で百四十億ばかりも減つてく
 るという状態ではありますが、お気持は
 よくわかりますので、十分そういうお
 気持をくんで、先ほど申し上げたよう

な氣持で今後検討して参りたいと思ひます。

○山本小委員長 この際小委員長より申し上げますが、本委員会の小委員であります山村庄之助君が、今朝四時二十分、狭心症のため阪大病院において死去されました。

ここに心から哀悼の意を表し、黙禱をさげたいと存じます。どうか御起立をお願いします。

黙禱をお願いします。

〔総員起立黙禱〕

○山本小委員長 本日は、この程度にとどめ、次会は二十日金曜日に開会することとして、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

昭和三十四年三月二十日印刷

昭和三十四年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局